

奈良県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和4年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		7.8E-3	3.0E-1	3.7E+1	37.0
64	エトフェンプロックス	2.1E+1	1.3E+1	1.8E+1	8.3E+0	59.5
117	テブコナゾール				3.1E+0	3.1
139	トラロメリン			1.8E+0	1.0E+0	2.8
140	フェンプロパトリン			2.5E+0		2.5
153	テトラメリン	1.8E+2	9.1E+0	2.3E+2		417.0
181	ジクロロベンゼン	3.6E+2	1.9E+2			555.9
225	トリクロルホン		6.6E+0			6.6
248	ダイアジノン		6.1E-1			0.6
251	フェニトロチオン		1.5E+2	3.0E+0		156.7
252	フェンチオン	4.1E+0	5.9E+1	4.1E+0		66.8
256	デカン酸				5.1E-2	0.1
350	ペルメリン	3.4E+1	4.0E+1	3.6E+1	2.9E+1	137.7
405	ほう素化合物		7.2E-1	3.1E+1	1.4E+0	32.7
427	カルバリル			1.6E+2		162.4
428	フェノブカルブ			1.0E+2	8.9E+1	189.7
457	ジクロルボス	7.2E+1	6.6E+2			735.3
合 計		6.8E+2	1.1E+3	5.8E+2	1.7E+2	2566.2

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫・・・蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫・・・ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等